

令和4年7月1日版

いっぱんそうだんし えんじゅうようじ こうせつめいしょ
一般相談支援重要事項説明書

Care Service
Dandelion

じぎょうしょめい

事業所名 ケアサービス ダンデライオン

ほうじんめい

法人名

ゆうげんがいしゃ

有限会社ダンデライオン

重要事項説明書（指定地域相談支援用）

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定地域相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 指定地域相談支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社ダンデライオン
代表者氏名	代表取締役 辻 圭輔
本社所在地 (連絡先)	大阪府大阪市北区天神橋五丁目7番10号さかしん天神橋ビル7F 電話 06-4801-8300 ファックス番号 06-4801-8301
法人設立年月日	平成18年4月26日

2. ご利用者への指定地域相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアサービス ダンデライオン	
地域相談支援の種類	指定地域移行支援、指定地域定着支援	
サービスの主たる対象者	身体障がい者（18歳未満の者を除く） 知的障がい者（18歳未満の者を除く） 精神障がい者（18歳未満の者を除く） 障がい児 難病等対象者	
大阪市指定事業所番号	指定地域移行支援 指定地域定着支援	2734100072号（平成30年1月1日指定）
事業所所在地	大阪府大阪市北区天神橋五丁目7番10号さかしん天神橋ビル7F	
連絡先相談担当者名	連絡先電話 06-4801-8322 ファックス番号 06-4801-8344 相談担当者 柳田 久美子	
事業所の通常の事業実施地域	大阪市北区	
事業所が行う他の指定障がい福祉サービス等	居宅介護（平成24年5月1日指定） 重度訪問介護（平成24年5月1日指定） 移動支援（平成24年7月1日指定） 計画相談支援（平成28年3月1日指定） 日中一時支援（平成28年5月1日指定） 障がい児相談支援（平成28年6月1日指定）	

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	<p>有限会社ダンデライオン（以下「事業者」という。）が設置するケアサービスダンデライオン（以下「事業所」という。）において実施する指定地域移行支援事業及び指定地域定着支援事業（以下「指定一般相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定一般相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）の提供を確保することを目的とする。</p>
運営方針	<p>指定地域移行支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。</p> <p>指定地域定着支援の実施に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>指定一般相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>指定一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。</p> <p>前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日、8月12日から8月15日及び12月28日から1月5日までを除く）
営業時間	午前9時から午後5時

(4) 地域相談支援の可能な日と時間帯

地域相談実施日	月曜日から金曜日（国民の祝日、8月12日から8月15日及び12月28日から1月5日までを除く）
実施時間	午前9時から午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	柳田 久美子
-----	--------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
相談支援専門員	指定地域移行・地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行います。 また、自らも基本相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援を行います。	常勤 2人 非常勤 1人
一般相談支援実施状況	障がい者利用契約者数 67名 月平均対応件数 30件 障がい児利用契約者数 97名 月平均対応件数 40件 地域移行・地域定着契約者数 0名 相談支援専門員の有する資格： ●辻 圭輔（相談支援専門員 平成28年3月より） 介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、喀痰吸引等研修1号研修、移動支援従業者研修（全身性・精神）、同行援護従業者研修（一般・応用）、福祉用具専門相談員、福祉住環境コーディネーター2級 ●平井 久美（相談支援専門員 令和3年3月より） 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護職員実務者研修、教員免許（小・中・高）、同行援護従業者研修（一般・応用） ●柳田 久美子（相談支援専門員 令和3年4月より） 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護職員実務者研修、同行援護従業者研修（一般・応用）	
指定地域移行・地域定着支援従事者	【基本相談支援】 障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定地域移行支援】 障がい者支援施設等へ入所又は精神科病院へ入院している障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。 【指定地域定着支援】 居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、障がい福祉サービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。	常勤 2人 非常勤 1人

3. 提供する指定地域相談支援の内容

(1) (1) 地域移行支援

地域移行支援計画の作成	利用者の意向、適性、障がいの特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成します。計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。
地域生活に移行するための活動に関する支援	利用者との面接により、利用者の心身の状況等を把握し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じます。また、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への外出の際に同行し、必要な支援を行います なお、面接又は同行支援は、おおむね週に1回、少なくとも月に2回行います。
障がい福祉サービスの体験的な利用支援	利用者の状況等に応じ、地域生活へ移行するために必要な障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の体験的な利用を支援します。
体験的な宿泊支援	障がい福祉サービス事業者や障がい者支援施設等又は精神科病院の担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮らしに向けた体験的な宿泊の支援を行います。

※地域移行支援の実施にあたっては、市町村や指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成の手順】

1	アセスメント及び支援内容の検討	利用者が入所・入院する障がい者入所施設等又は精神科病院を訪問し、利用者に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握します。そして、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行います。
2	地域移行支援計画の原案の作成	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及び達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。
3	計画作成会議の開催	障がい者支援施設等又は精神科病院の担当者等を招集し、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。
4	利用者等への説明・交付	地域移行支援計画の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) 地域定着支援

地域定着支援台帳の作成	利用者との面接により、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者の緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先その他利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成します。 台帳作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行います。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法により、利用者又はその家族と常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
緊急の事態における支援	緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等により状況を把握し、その状況に応じて、利用者の家族、利用者の利用する指定障がい福祉サービス、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じます。

4 提供する指定地域相談支援の利用者負担額について

指定地域相談支援	相談に係る利用者負担額は発生しません。※	
地域移行支援サービス費	地域移行支援サービス費(Ⅲ)	2,349 単位/月
特別地域加算		15%
初回加算	初回加算	500 単位/月
集中支援加算	集中支援加算	500 単位/月
退院・退所月加算	退院・退所月加算 ※入院期間が3月以上1年未満の場合	2700 単位/月 +500 単位/月
障害福祉サービスの体験利用加算	障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) ※地域生活支援拠点等の場合	500 単位/月 +50 単位/月
体験宿泊加算	体験宿泊加算(Ⅰ) ※地域生活支援拠点等の場合	300 単位/月 +50 単位/月
ピアサポート体制加算	ピアサポート体制加算 (令和3年8月より)	100 単位/月
居住支援連携体制加算	居住支援連携体制加算	100 単位/月
地域居住支援体制強化推進加算	地域居住支援体制強化推進加算	500 単位/月
地域体制強化共同支援加算	地域体制強化共同支援加算	2,000 単位/月
交通費	<p>通常の事業の実施地域以外の地域の障がい者入所施設や精神科病院等を訪問して指定地域相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。</p> <p>公共交通機関を利用した場合・・・実費 事業者の自動車を使用した場合・・・</p> <p>事業所から片道10キロメートル未満 1,000円 事業所から片道10キロメートル以上 2,000円</p>	
その他の費用	<p>利用者の事情により必要となる実費をご負担いただくことがあります。その際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意をいただきます。</p>	

※ 地域相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、地域相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に地域相談支援給付費の支給を申請してください。

5. 交通費の支払い方法について

交通費の支払い方法について	<p>交通費及びその他の費用について、地域相談支援を利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。指定地域相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>三菱東京UFJ銀行 天六支店 普通 0120718 有限会社ダンデライオン ケアサービスダンデライオン 代表取締役 辻 圭輔</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、地域相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
---------------	--

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 柳田 久美子</p> <p>イ 連絡先電話番号 06-4801-8322</p> <p>同 ファックス番号 06-4801-8344</p> <p>ウ 受付日および受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時</p>
--	---

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承下さい。

7 指定地域相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定地域相談支援の提供に先立って、受給者証に記載された地域相談支援給付決定の内容・有効期間・地域相談支援給付量等を確認させていただきます。受給者証の住所、地域相談支援給付内容等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせ下さい。

(2) 担当者の決定等

指定地域相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、緊急時の対応等においては、担当者以外の職員が対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して地域相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	柳田 久美子
-------------	--------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定地域相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定地域相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10. 緊急時の対応方法について

- (1) 指定地域相談支援の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 上記以外の緊急時において利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて必要な対応を行います。
連絡先：電話番号 06-4801-8322 （対応可能時間 午前9時から午後5時）

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保
 保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険
 保障の概要 対人・対物事故、人格権損害、経済的損害、管理財物、事故対応費用、対人見舞費用

12. 身分証携行義務

指定地域相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定地域相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4 連絡調整に対する協力

指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 5 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定地域相談支援の提供に当り、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1 6 記録の整備

- ① 指定地域相談支援の実施ごとに、その提供日、内容等を記録し、指定地域相談支援提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 地域移行支援計画、利用者に関する市町村への通知に係る記録、利用者からの苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備します。
- ③ これらの記録は地域相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1 7 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定地域相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。
- (イ) 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- (ウ) 相談担当者は、把握した状況の検討を行い、対応を決定します。
- (エ) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。)
- (オ) 当事業所において、処理し得ない内容についても、適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処します。

【事業者の窓口】	所在地 大阪市北区天神橋5丁目7番10号 さかしん天神橋ビル7F 電話番号 06-4801-8322 ファックス番号 06-4801-8344 受付時間 午前9時から午後5時
【お住まいの市区町村の窓口】	11 ページ参照
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日（祝日等を除く） 午前10時～午後4時

18. 指定地域相談支援の実施開始可能年月日

指定地域相談支援提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
---------------------	----------

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市北区天神橋5丁目7番10号さかしん天神橋ビル7F
	法人名	有限会社ダンデライオン 印
	代表者名	代表取締役 辻 圭輔
	事業所名	ケアサービス ダンデライオン
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	大阪市
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

大阪市 福祉課担当窓口

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-8071
北区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市北区扇町 2-1-27	06-6313-9857
都島区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市都島区中野町 2-16-20	06-6882-9857
福島区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市福島区大開 1-8-1	06-6464-9857
此花区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市此花区春日出北 1-8-4	06-6466-9857
中央区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市中央区久太郎町 1-2-27	06-6267-9857
西区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市西区新町 4-5-14	06-6532-9857
港区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市港区市岡 1-15-25	06-6576-9857
大正区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市大正区千島 2-7-95	06-4394-9857
天王寺区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市天王寺区真法院町 20-33	06-6774-9857
浪速区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市浪速区敷津東 1-4-20	06-6647-9857
西淀川区保健福祉センター福祉課（福祉課）	大阪市西淀川区御幣島 1-2-10	06-6478-9857
淀川区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市淀川区十三東 2-3-3	06-6308-9857
東淀川区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市東淀川区豊新 2-1-4	06-4809-9857
東成区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市東成区大今里西 2-8-4	06-6977-9857
生野区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市生野区勝山南 3-1-19	06-6715-9857
旭区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市旭区大宮 1-1-17	06-6957-9857
城東区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市城東区中央 3-4-29	06-6930-9857
鶴見区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市鶴見区横堤 5-4-19	06-6915-9857
阿倍野区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市阿倍野区文の里 1-1-40	06-6622-9857
住之江区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市住之江区御崎 3-1-17	06-6682-9857
住吉区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市住吉区南住吉 3-15-55	06-6694-9857
東住吉区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市東住吉区東田辺 1-13-4	06-4399-9857
平野区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市平野区背戸口 3-8-19	06-4302-9857
西成区保健福祉センター保健福祉課（福祉課）	大阪市西成区岸里 1-5-20	06-6659-9857